

1. 分割可能な貨物を輸送するセミトレーラへの基準緩和制度の適用

分割可能な貨物を輸送するセミトレーラのうち、車両総重量が保安基準の制限値(最大28トン)を超えるものについて、基準緩和の認定を行うことができる。

車両は、バン型等の特例8車種のいずれかであることが必要である。

基準緩和の認定を行う場合、輸送物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界及び車両総重量36トンを超えない範囲で、最大積載量(分割可能貨物基準緩和最大積載量)と車両総重量(分割可能貨物基準緩和車両総重量)を定める。

基準緩和の認定には、2年の期限を付す(更新可)。

2. 単体物品の輸送に関し既に基準緩和認定を受けているセミトレーラの取扱い

保安基準の車両総重量の制限値を超えて分割可能な貨物を輸送するためには、基準緩和認定の再申請を必要とする(単体物品の輸送に関しても再審査を行い、2年の期限を付す)。再審査の結果、基準緩和認定がされた場合には、基準車両総重量及び基準最大積載量に代わり、分割可能貨物基準緩和車両総重量及び分割可能貨物基準緩和最大積載量を自動車検査証に記載(新たな二段書き)する。

(イメージ図:参考[次ページ])

(なお、分割可能な貨物の輸送に係る基準緩和の認定を受けない場合にあっては、「分割可能な貨物を輸送する場合の基準緩和セミトレーラの取扱いについて(依命通達)」(平成14年6月21日付け国自貨第2号・国自技第34号)に基づく自動車検査証の記載(いわゆる「二段書き」)に係る取扱いについては変更はありません。)

分割可能な貨物の輸送に関する基準緩和の認定を受ける場合、最大積載量の変更が生じるが、それに伴い物品積載装置の保安基準適合性等について確認する必要があるため、構造等変更検査を受けなければならない。

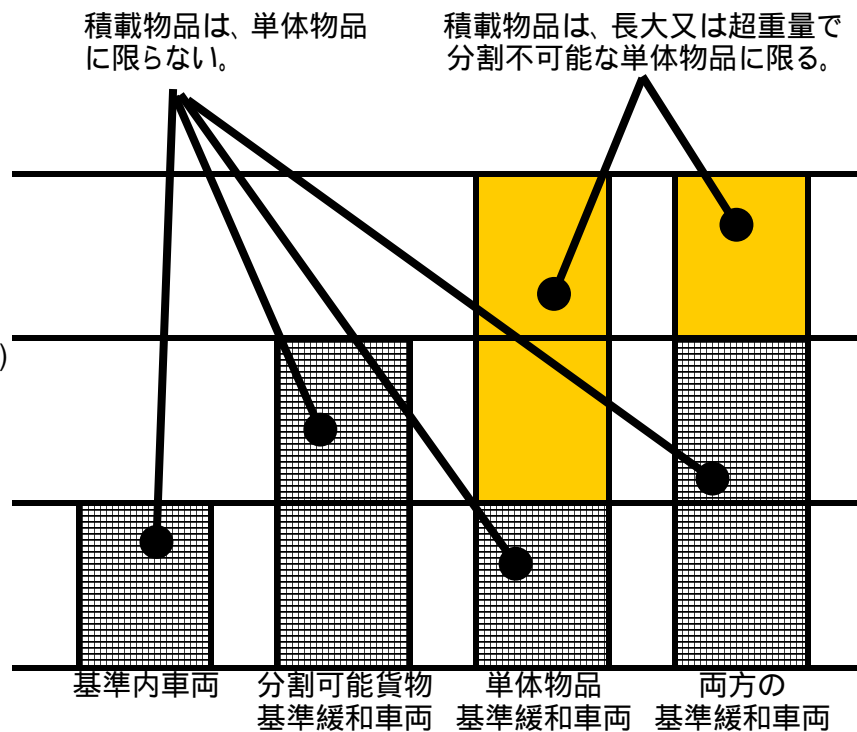
注:基準緩和の認定の審査にあたっては、一定の審査期間を要します。

[参考]

単体物品基準緩和車両総重量
(単体物品基準緩和最大積載量と対応)

分割可能貨物基準緩和車両総重量
(分割可能貨物基準緩和最大積載量と対応)

基準車両総重量
(基準最大積載量と対応)



積載物品は、単体物品に限らない。

積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品に限る。

(例)

最大36トン

最大28トン

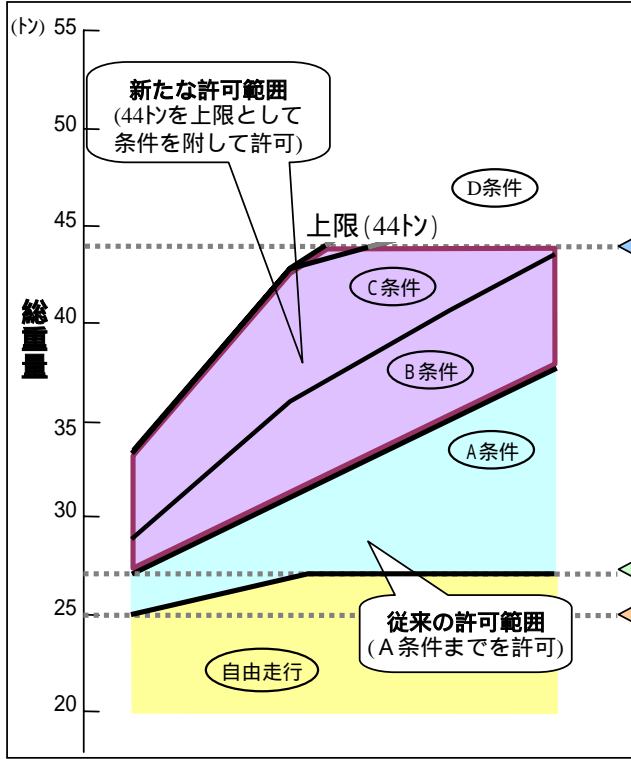
いわゆる「二段書き」

新たな二段書き

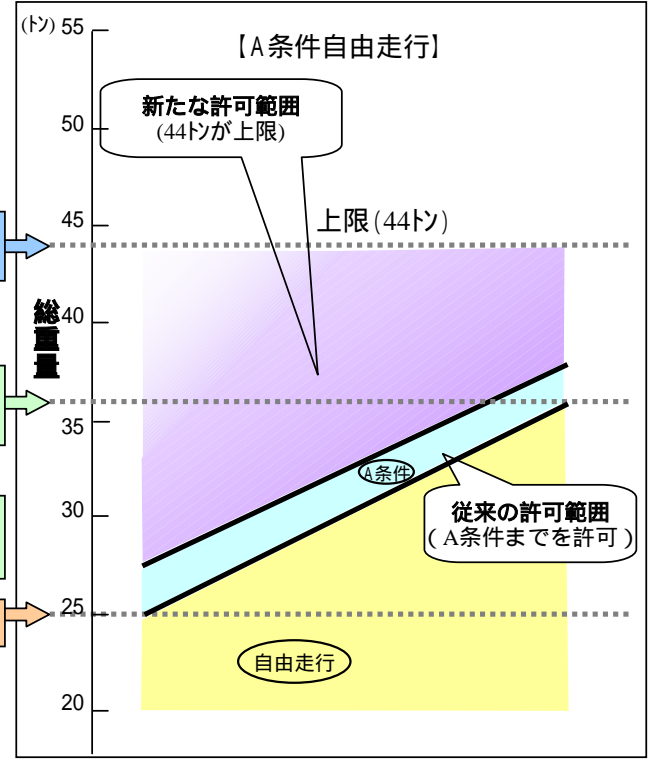
セミトレーラ等の総重量に関する制度改正のイメージ

分割可能貨物運搬時（バラ積）

【一般道（指定道路の場合）】



【高速自動車国道等】



小 ← 車両の大きさ（軸距等） → 大

小 ← 車両の大きさ（軸距等） → 大

重量に関する通行条件

	内 容
A	条件を付さない（自由走行）
B	徐行及び連行禁止
C	徐行、連行禁止、前後に誘導車を配置
D	徐行、連行禁止、前後に誘導車を配置かつ2車線内に他車両が通行しない状態を確保

注 許可限度重量は、
 (1) 軸重により制限される場合がある
 (2) 橋梁により異なる

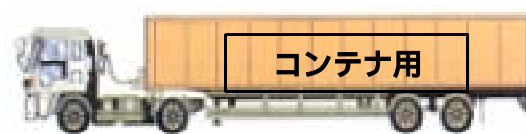
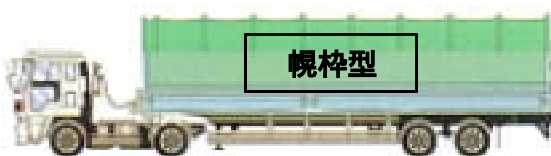
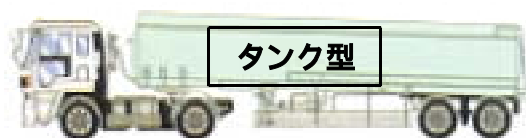
【特殊車両（特例 8 車種）とは】

特殊車両（特例 8 車種）とは、以下の種類のセミトレーラ連結車及びフルトレーラ連結車をいいます。

- 1) バン型（オープントップ型を含む）
- 2) タンク型（ミキサー車、粉粒体運搬車等を含む）
- 3) 幌枠型
- 4) コンテナ用
- 5) 自動車の運搬用
- 6) あおり型（貨物の落下を防止するために十分な強度のあおり及び固縛装置を有するものに限り）
- 7) スタクション型（貨物の落下を防止するために十分な強度のスタクション及び固縛装置を有するものに限り）
- 8) 船底型（貨物の落下を防止するために十分な深さ、強度を有する貨物の支え台及び固縛装置を有するものに限り）

特例 8 車種

特例 5 車種



追加 3 車種

